

第4回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和5年10月25日(水)
- 2 開閉時間 午後5時開会 午後5時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 小野寺昭一 2番 酒井雅憲 3番 佐藤美頭雄 4番 斉藤哲子
5番 開澤克明 6番 松田直人 7番 鈴木英博 8番 北村浩光
9番 坂上 修 10番 西永和美 11番 寺崎秀子 12番 安田周司
13番 山崎禎彦 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 5番 開澤克明、8番 北村浩光
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第3号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

議長

これから、第4回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、5番委員、8番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が13番から17番までの5件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

届出の個所図については、別冊、説明資料の1頁から7頁になりますので併せてご確認ください。

続きまして、議案5頁をご覧ください。

報告第2号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は6頁になりますのでご覧ください。

1件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。

続きまして、議案8頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員の指名について、専決

処分しましたので報告します。

番号が4番の1件の案件で、現地確認委員は議案に記載のとおりです。報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第5議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が1番で、1件の許可申請がありました。

この案件は、

位置図を説明資料の8頁に載せてありますので、ご確認ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第2号「土地の現況証明書の交付について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案15頁、16頁をご覧ください。

番号が4番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

調査票、航空写真、現地写真は、別冊、説明資料の9頁から11項に載せ

てありますので併せてご確認ください。

報告第 3 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いましたので、4 番の案件について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

説明は以上です。

6 番委員 はい、4 番の案件について、10 月 18 日、酒井委員、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出農地は、宅地として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第 2 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主事 次回の定例会についてですが、11 月 24 日（金）17 時からと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員 問題無し。

主事 それでは、11 月 24 日（金）17 時からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きまして、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

（別添の資料で説明）

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 4 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。